

資料提供日

平成 26 年 12 月 19 日

発 表 者	大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階 大阪湾広域臨海環境整備センター		
	業務課長	はた 秦	武人
	TEL	06-6204-1722	
	環境課長	かどた 角田	康輔
	TEL	06-6204-1725	
	企画課長	あめみや 雨宮	功
	TEL	06-6204-1724	

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、堺市、神戸市の各府県政・市政記者クラブ同時提供)

ダイオキシン類基準超過廃棄物搬入事案に係る 大阪湾広域臨海環境整備センターの再発防止の取組結果等について

ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受けて、本センターでは処分場及び積出基地周辺での環境監視を緊急かつ継続的に行い環境安全面での問題がないことを確認したうえで、センター内に新たにダイオキシン類に関する技術アドバイザー(学識経験者)、ダイオキシン類監視専任官、廃棄物受入に関する検討委員会を設置するとともに、一般廃棄物の全事業場を対象に①分析検査(排出者による分析検査)、②抜取検査(センターによる搬入時の分析検査)、③立入調査(本センターによる所管行政庁と連携した事業場の状況調査)を、産業廃棄物の全事業場を対象に抜取検査(センターによる搬入時の分析検査)を実施してきました。

この度、これらの調査が概ね完了しましたが、基準超過をした排出事業者は、滋賀県高島市(高島市環境センター)、城南衛生管理組合(クリーン 21 長谷山)、奈良県桜井市(桜井市グリーンパーク)、民間の産業廃棄物排出事業者である A 社に加え、新たに民間事業者 B 社(平成 26 年 10 月 8 日付で搬入停止)が判明しましたが、その調査結果の全体概要についてお知らせします。

本日、第 4 回廃棄物受入に関する検討委員会が開催され、基準超過を防止するための対応として、①基準超過の発生原因、改善策に係る情報の共有、②一般廃棄物排出事業者、センター、所管行政庁による重層的な検査体制による相互チェックの強化、③基準超過判明時の厳格な措置、適正受入措置の速やかな対応、公表のあり方を柱とする委員会提言を受けたところであります。

今後、センターとしては、提言を踏まえ、関係者との調整を進め、出資者である近畿 2 府 4 県 168 市町村はもとより、処分場及び積出基地周辺の住民等関係者の信頼をより一層高めるため、全国で最も厳格かつ重層的な検査体制等を早期に具体化したうえで、平成 27 年度からの受け入れを行います。

また、搬入停止中の 5 排出事業者について、滋賀県高島市(高島市環境センター)を除く 4 事業者については別紙 1 のとおり、提出された改善報告書(判定基準超過原因の究明、再発防止対策、廃棄物の安全性の確認等)の内容、所管行政庁の意見を踏まえ、ダイオキシン類に関する技術アドバイザーからの技術

的助言を受けるとともに、関係者等との協議調整の結果、当センターは搬入再開を認めることが妥当であるとの結論に至りました。ついては、平成 26 年 12 月 22 日付で搬入停止措置を解除する予定です。

記

1 処分場、積出基地周辺の環境安全面の確認（別紙 2） 環境課

本センターでは、基準を超過した廃棄物の搬入のあった処分場及び基地において、ダイオキシン類に関する追加環境調査を実施してきた。別紙 2 のとおり、各処分場での放流水・周辺海域での水質調査及び各処分場・基地の敷地境界での大気質調査の結果は、放流水については排出基準値を大きく下回り、周辺海域の水質や敷地境界での大気質でも環境基準値以下の値であったことから、周辺環境への影響は認められず、環境安全面で問題がないことを確認した。なお、従来から行ってきた定期の環境監視調査は、今後も継続して実施していく。

2 再発防止の取組状況

（１）一般廃棄物排出事業者による分析検査結果 業務課

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち搬入停止中の 2 事業場（高島市環境センター、城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山）と廃炉 5 事業場を除く 106 事業場に追加検査の実施を要請したところ、106 事業場全てから報告を受けた。その結果、1 事業場（桜井市グリーンパーク）で基準超過の報告があったため、平成 26 年 8 月 18 日に搬入停止※とした。その他の事業場については、すべて基準超過がないことを確認した。

※ 平成 26 年 8 月 28 日付けで公表済み

＜表 1 一般廃棄物排出事業者による分析検査結果一覧＞

	施設数	報告済 (基準超過)	未報告	備 考
報告対象数	106	106 (1)	0	基準超過 1 事業場 桜井市グリーンパーク
報告対象外	7	—	—	搬入停止中 2 事業場 廃炉 5 事業場
合 計	113			

（２）本センターが実施した受入検査（抜取検査）結果 業務課

①一般廃棄物

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち、廃炉 5 事業場と本センターにばいじん処理物の搬入実績及び搬入予定のない 3 事業場を除く 105 事業場（搬入停止中の 2 事業場：搬入停止前に抜取検査実施済み）について検査を実施したところ、1 事業場（城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山）で基準超過が判明※1した。この事業者は、平成 26 年 6 月 23 日搬入停止済み※2で、それ以外についてはすべて基準超過がないことを確認した。

※1 平成 26 年 8 月 28 日付けで公表済み

※2 平成 26 年 6 月 23 日付けで公表済み

＜表 2 本センターが実施した一般廃棄物の受入検査（抜取検査）結果一覧＞

	施設数	検査済 (基準超過)	未検査	備 考
検査対象数	105	105 (1)	0	基準超過 1 事業場 城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山
検査対象外	8	－	－	廃炉 5 事業場 ばいじん処理物の搬入実績及び搬入予定のない 3 事業場
合 計	113			

②産業廃棄物

ばいじんの申込のあった 32 事業場のうち、ダイオキシン類対策特別措置法対象外の炉である 5 事業場を除く 27 事業場を対象とし、現在までに搬入実績のない 9 事業場を除き、本センターに搬入のあった 18 事業場の抜取検査を実施した。

その結果、2 事業場で基準超過が判明※したため、搬入停止とした。

※基準超過が判明した 2 事業場のうち、民間業者 A 社については平成 26 年 7 月 25 日付けで公表済み。

今回、新たに民間業者 B 社において基準超過が判明したため、B 社に対して平成 26 年 10 月 8 日付けで搬入停止とした。いずれの業者も所管行政庁の指導のもと改善対策を講じており、基準超過の原因と再発防止対策、分析結果などをまとめた改善報告書が本センターに提出されている。

＜表 3 本センターが実施した産業廃棄物の受入検査（抜取検査）結果一覧＞

	施設数	検査済 (基準超過)	未検査	備 考
検査対象数	27	18 (2)	9	基準超過 2 事業場は搬入停止 未検査 9 事業場は搬入実績なし
検査対象外	5	－	－	キューボラ、ボイラー等 5 施設
合 計	32			

（３）本センターによる所管行政庁と連携した立入調査の結果 業務課

一般廃棄物を搬入する 113 事業場のうち、廃炉 5 事業場を除く 108 事業場について所管行政庁と連携し、立入調査を実施したところ、1 事業場（城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山）で過去に基準超過していたことが判明※した。それ以外のすべての事業場は、基準違反がなく運転管理が適切であり、報告義務違反等がないことを確認した。

※ 平成 26 年 6 月 23 日付けで公表済み

＜表 4 本センターが実施した立入調査結果一覧＞

	施設数	調査済 (基準超過)	未調査	備 考
調査対象数	108	108 (1)	0	基準超過 1 事業場 城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山
調査対象外	5	－	－	廃炉 5 事業場
合 計	113			

（４）廃棄物受入に関する検討委員会の設置（別紙３）企画課

本日第４回委員会（最終回）を開催し、センターの廃棄物受入に関する委員会の提言をとりまとめた。

提言は関係者が共有すべき「基本姿勢」、「基準超過を防止するための対応」、「基準超過判明時の対応」の３つの視点からとりまとめられており、この提言を受けて、センターでは関係者と協議・調整を行い今後の受入業務の内容を具体化し、平成 27 年度から実施することとしている。

基準超過排出事業者について

(別紙 1)

		①城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山)	②A社	③奈良県桜井市 (グリーンパーク)	④B社
基準超過 判明事由 判明日		立入調査で判明 H26. 6. 19 立入調査 (H22 分析結果) 3. 8 ng-TEQ/g H26. 6. 23 搬入停止 受入検査でも超過 H26. 8. 25分析結果確定 7. 1 ng-TEQ/g	受入検査で判明 H26. 7. 22分析結果確定 7. 2 ng-TEQ/g H26. 7. 23 搬入停止	自主検査で判明 H26. 8. 14分析結果確定 4. 7 ng-TEQ/g H26. 8. 18 搬入停止	受入検査で判明 H26. 10. 6分析結果確定 9. 0 ng-TEQ/g H26. 10. 8 搬入停止
改善 報告書	提出日	H26. 11. 20	H26. 11. 27	H26. 12. 5	H26. 12. 5
	基準超過 原因	集じん器のろ布表面 に長期間付着固定し、 高濃度に濃縮したダ イオキシソ類を含む 活性炭を核としたば いじんが、ばいじん処 理物に混入したため	高濃度となったダイ オキシソ類を含むダ クト堆積物 (ばいじ ん) が、ダクト交換作 業の際に、誤ってば いじん処理物に混入し たため	炉内 (ボイラ、エコノ マイザ、減温塔) に付 着し、高濃度となった ダイオキシソ類を含 む清掃灰 (ばいじん) が、ばいじん処理物に 混入したため	炉内 (白煙防止塔、減 温塔、煙道) に付着し、 高濃度となったダイ オキシソ類を含む清 掃灰 (ばいじん) が、 ばいじん処理物に混 入したため
	再発防止 対策	・集じん器のパルス (圧縮空気によるば いじんの払い落とし) 設 定変更 (差圧の引下 げ、間隔の短縮、圧力 の引き上げ) ・ろ布の点検と付着ば いじんのダイオキシ ソ類分析と適正処理	・既存の作業手順書を 改良し、ダクト堆積物 及び清掃灰の管理徹 底を規定 ・ダクト堆積物等の適 正処理とその処理後 物を分析し安全を確 認	・安定的な運転管理 (大型不燃ごみの混入 防止、攪拌、各種管理 値の徹底を含む運転 管理強化) ・清掃灰のダイオキシ ソ類分析と適正処理 ・排ガスへの消石灰吹 込位置の変更 ・給じん装置の改造に よる燃焼安定化	・安定的な運転管理 (各種管理値の徹底を 含む運転管理強化、炉 再稼働時の廃棄物投 入温度の変更) ・清掃灰のダイオキシ ソ類抑制対策 (減温塔 等の清掃の徹底、B F の払落し頻度の見直 し等) の実施 ・焼却炉の停止・再稼 働時に発生するば いじんのダイオキシ ソ類分析と適正処理
	廃棄物の 安全性の 確認	基準超過判明後、 16回分析を実施し、 全て判定基準を満足	基準超過判明後、 10回分析を実施し、 全て判定基準を満足	基準超過判明後、 21回分析を実施し、 全て判定基準を満足	基準超過判明後、 9 回分析を実施し、 全て判定基準を満足
所管行政庁の 意見		改善内容について適 正と認める	改善内容について適 正と認める	改善内容について適 正と認める	改善内容について適 正と認める
学識者の助言		H26.12.10・11 技術アドバイザー相談確認	H26.12.10・11 技術アドバイザー相談確認	H26.12.10・11 技術アドバイザー相談確認	H26.12.10・11 技術アドバイザー相談確認
関係者との協 議・調整		H26.12.17 関係団体 会議にて調整済	H26.12.16 関係団体 会議にて調整済	H26.12.17 関係団体 会議にて調整済	H26.12.17 関係団体 会議にて調整済

埋立処分場・積出基地 環境調査結果（平成26年12月19日現在）（別紙2）

埋立処分場

単位:水質(pg-TEQ/L)、大気質(pg-TEQ/m3)

処分場名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
神戸沖 処分場	定期監視 調査※1	放流水	年4回	1地点	0.0000084~0.098	10以下
		海域の水質	年4回	2地点	0.042~0.15(年平均)	年平均1以下
		大気質	年1回	2地点	0.010~0.054	年平均0.6以下
	追加環境 調査	放流水	5月12日	1地点	0.000039	10以下
			7月16日	1地点	0.00049	
			8月5日	1地点	0.000029	
			9月4日	1地点	0.000056	
		海域の水質	5月12日	2地点	0.052, 0.053	年平均1以下
			7月16日	2地点	0.048, 0.048	
			8月5日	2地点	0.052, 0.049	
			9月4日	2地点	0.054, 0.050	
		大気質	5月29日 ~6月5日	2地点	0.016, 0.073	年平均0.6以下
			8月29日 ~9月5日	2地点	0.019, 0.019	
大阪沖 処分場	定期監視 調査※2	放流水	年4回	1地点	0.000090~1.1	10以下
		海域の水質	年1回	3地点	0.044~0.11	年平均1以下
	追加環境 調査	放流水	7月1日	1地点	0.00021	10以下
			8月5日	1地点	0.00023	
		海域の水質	7月1日	3地点	0.053, 0.055, 0.56	年平均1以下
			8月29日	3地点	0.035, 0.036, 0.047	
		大気質	7月1日 ~7月8日	2地点	0.029, 0.064	年平均0.6以下
			8月29日 ~9月5日	2地点	0.030, 0.034	

※1 平成19~25年度調査結果。ただし、大気質調査は陸域化の始まった平成20年度以降。

※2 平成21~25年度調査結果。大阪沖処分場は陸域化していないため、大気質調査は実施していない。

※3 追加環境調査に加え、平成26年度の定期環境調査については、必要回数を年度内に実施する予定である。

積出基地

単位：pg-TEQ/m³

基地名	調査種類	調査項目	測定日	地点数	測定結果	基準値
尼崎基地	定期監視調査※1	大気質	年 1 回	1 地点	0.038～0.10	年平均 0.6 以下
	追加環境調査	大気質	5/29～6/5	1 地点	0.043	
			8/5～8/12	1 地点	0.021	
姫路基地	定期監視調査※2	大気質	年 2 回	1 地点	0.016～0.052	
	追加環境調査	大気質	7/16～7/23	1 地点	0.026	
			8/5～8/12	1 地点	0.12	
堺基地	定期監視調査※1	大気質	年 1 回	1 地点	0.061～0.28	
	追加環境調査	大気質	7/1～7/8	1 地点	0.031	
			8/4～8/11	1 地点	0.048	

※1 平成 19～25 年度調査結果。 ※2 平成 20～25 年度調査結果。

※3 追加環境調査に加え、平成 26 年度の定期環境調査については、必要回数を年度内に実施する予定である。

廃棄物受入に関する検討委員会の概要

＜委員会設置の趣旨＞

今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定める受入基準を超過したまま搬入される事案が発生したことを受け、センターでは、関係府縣市とも連携しながらチェック体制の強化等再発防止に向けた取り組みを開始した。

これらの再発防止の取り組みを実効性のあるものとするためには、再発防止の取り組みについて、適宜その進捗状況を確認するとともに、内容を検証していく必要があった。

また、今回の事案は、市町村が排出する廃棄物によるダイオキシン類の基準超過というこれまで想定していなかった事態であり、搬入停止等の措置やその解除に関する要件や手順の見直しの必要があった。

こうした状況に対応し、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討し、平成27年度以降の受入業務に反映させることとした。

＜委員構成＞

〔委員〕

	委 員	所属、職名
学 識 経 験 者	藤田 正憲	大阪大学名誉教授 【委員長】
	新澤 秀則	兵庫県立大学教授
	高岡 昌輝	京都大学大学院教授
	黒坂 則子	同志社大学准教授

〔オブザーバー〕

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、国土交通省港湾局、
大阪府環境農林水産部、兵庫県農政環境部、大阪市環境局、神戸市環境局

＜開催経過＞

第1回委員会	平成26年 7月31日
第2回委員会	平成26年 8月25日
第3回委員会	平成26年10月31日
第4回委員会	平成26年12月19日

廃棄物受入に関する検討委員会の提言

はじめに

今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定めるダイオキシン類の受入基準値を超過したまま搬入される事案が発生し、関係者、地元住民等の信頼関係のもと成り立っている大阪湾フェニックス事業を根底から揺るがす事態となった。

センターでは、廃棄物の受入に関する現状での課題を踏まえ、より適正な受入を行うための方策を検討すべく、「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置し議論を重ねてきたところである。

この提言は、今後も続くフェニックス事業を円滑に進めるために、廃棄物の受け入れに関し必要な事項についてとりまとめたものであり、とりまとめに当たっては、委員各位の専門的知見に加え、関係者、地元住民等が納得できる対応であるか、かつ現実的な対応であるかという点に意を配したところである。

今後、関係者が平成27年度以降の受入業務内容を具体化していく過程で、本提言が活かされ、これまで以上に円滑なフェニックス事業の推進につながれば幸いである。

平成 26 年 12 月 19 日

廃棄物受入に関する検討委員会

委員長 藤 田 正 憲

提 言

大阪湾フェニックス事業の目的やこれまでの経緯及び現状での課題を踏まえ、関係者が共有すべき「基本姿勢」、「基準超過を防止するための対応」、「基準超過判明時の対応」の3つの視点からとりまとめ、以下のとおり提言する。

1. 基本姿勢

- ・ 大阪湾フェニックス事業は、近畿2府4県168市町村において発生する廃棄物を海面埋立てにより最終処分し、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものであり、多くの関係者が関わる広域的な事業である。
- ・ このため、本事業は、出資者はもとより、積出基地や処分場周辺の地元住民等の信頼関係がなければ成り立たないものであり、今、そのことを再認識して、信頼関係を維持しつつ事業推進に取り組んでいかなければならない。
- ・ とくに、排出事業者、センター、所管行政庁が各々の果たすべき責任と役割を確認した上で、相互に連携して一丸となって取り組むことが極めて重要である。

2. 基準超過を防止するための対応

(1) 基準超過の発生原因、改善策に係る情報の共有

- ・ 個々の事案について事業者が発生原因を究明し、再発防止に努めることは当然であるが、原因究明や再発防止対策の検討、評価には専門的な知識が求められる。
- ・ このため、排出事業者による原因究明や改善措置の過程で得られた知識や経験等について関係者が情報共有するなど、ナレッジマネジメントの手法を取り入れることが基準超過を防止する有効な手段である。

(2) 相互チェックの強化

- ・ センターでは、搬入される廃棄物が受入基準に適合していることを確認するため、これまで排出事業者による化学分析を求める契約時の事前審査や搬入施設（基地）での抜き取りによる化学分析検査を行ってきた。
- ・ しかしながら、センターによる抜取検査には限界があり、廃棄物の処理は、排出事業者が適切に検査、点検を実施し基準（法令）遵守することが基本でもあることから、排出事業者が基準超過を防ぐ検査体制の強化が必要である。
- ・ 排出事業者が基準超過物を搬出しないよう自ら検査を強化する一方、所管行政庁による立ち入り検査やセンターによる検査を実施することによりチェックするなど、重層的な体制を構築することが効果的である。
- ・ また、検査を迅速かつ効果的に行うため、ダイオキシン類の分析に簡易分析（生物検定）を組み入れるとともに、センターが行う検査の委託方法を工夫すべきである。

3. 基準超過判明時の対応

(1) 厳格な措置

- ・ 廃棄物の適正処理、処分場周辺の環境保全、港湾利用というフェニックス事業の目的に適った土地を造成する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区別なく、重金属・ダイオキシン類等の判定基準の超過が判明した場合には、まず搬入停止の措置を取り、原因の究明・改善措置をとるべきである。

(2) 適正受入措置の速やかな対応

- ・ 一般廃棄物を取り扱う各自治体にあつては、搬入が停止すれば、域内の廃棄物処理が滞り、ひいては市民生活に影響が出る恐れもあることから、早急に原因を究明し改善措置を講じる必要がある。
- ・ また、センターは、事業者による改善がなされた場合には、速やかに確認して再開の手続きを行う必要がある。
- ・ センターにおいては、排出事業者に対し、改善の内容の報告、安定的に基準値を満足する検査結果の報告を求め、技術アドバイザーの活用や所管行政庁の意見聴取、審査機関の設置などにより、搬入再開の判断を速やかに行えるような体制を整え、運営する必要がある。

(3) 公表のあり方

- ・ センター事業の透明性確保の観点から、受入基準超過事案等についてはセンターのホームページを活用するなどして、定期的に公表すべきである。
- ・ ダイオキシン類で超過度合が著しく大きいなど生活環境への影響が懸念される場合、度重なる基準超過がある場合、その他悪質性がある場合などについては、個別に公表すべきである。